

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団国民スポーツ大会参加激励費交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、松山市におけるスポーツの育成を図るため、国民スポーツ大会参加者に対し、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団が、予算の範囲内において、激励費を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 激励費は、当該年度の国民スポーツ大会に愛媛県選手団として参加するチーム又は個人の監督・選手に対して交付する。ただし、松山市在住者に限る。

(激励費の額)

第3条 激励費の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める人数を乗じて得た額とする。

(1) 1人5,000円とする。

(2) 各種目の競技規則による監督及び選手の数(当該国民スポーツ大会開催要項等に定められた人員の範囲内に限る。)

(激励費の申請)

第4条 激励費の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、理事長が指定する期限までに、理事長に国民スポーツ大会参加激励費交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。ただし、理事長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の申請者は、愛媛県スポーツ協会に加盟する競技団体の代表者とする。

(激励費の交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、国民スポーツ大会参加激励費交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(激励費の請求)

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、請求書(第3号様式)を理事長に提出しなければならない。

(激励費の交付)

第7条 激励費は、国民スポーツ大会の開催前までに全額交付する。

(激励費の交付の変更申請及び決定)

第8条 交付決定者は、次の各号の一に該当するときには、あらかじめ国民スポーツ大会参加激励費変更交付申請書(第4号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象者等が変更になったとき。

(2) 交付対象者が大会に出場できなくなったとき。

(3) その他、交付決定額に変更が生じる事象が発生したとき。

2 理事長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、国民スポーツ大会参加激励費変更交付決定通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(激励費の返還)

第9条 理事長は、交付決定者又は交付対象者が虚偽の申請その他不正な手段により激励費の交付を受け、又は激励費を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。